

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4809566号
(P4809566)

(45) 発行日 平成23年11月9日(2011.11.9)

(24) 登録日 平成23年8月26日(2011.8.26)

(51) Int.Cl. F I
A 6 1 K 8/92 (2006.01) A 6 1 K 8/92
A 6 1 Q 19/00 (2006.01) A 6 1 Q 19/00

請求項の数 10 (全 5 頁)

(21) 出願番号	特願2001-579764 (P2001-579764)	(73) 特許権者	504265400
(86) (22) 出願日	平成13年4月27日(2001.4.27)		コスメティック、ウォリアーズ リミテッド
(65) 公表番号	特表2003-531846 (P2003-531846A)		ド
(43) 公表日	平成15年10月28日(2003.10.28)		COSMETIC WARRIORS LIMITED
(86) 国際出願番号	PCT/GB2001/001870		イギリス、ドーセット ビーエイチ15
(87) 国際公開番号	W02001/082889		1 エイビー、プール、ハイ ストリート、
(87) 国際公開日	平成13年11月8日(2001.11.8)		29
審査請求日	平成20年3月27日(2008.3.27)	(74) 代理人	100066865
(31) 優先権主張番号	0010425.7		弁理士 小川 信一
(32) 優先日	平成12年4月28日(2000.4.28)	(74) 代理人	100066854
(33) 優先権主張国	英国 (GB)		弁理士 野口 賢照
		(74) 代理人	100068685
			弁理士 齋下 和彦

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ココアバターを含む化粧ローション

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

60 ~ 75 重量% のココアバターを含む固体形態である化粧ローション。

【請求項 2】

前記ローションが、固体ローションバーである請求項 1 に記載の化粧ローション。

【請求項 3】

前記ローションが、前記ココアバターに加えて油系成分を含有する請求項 1 又は 2 に記載の化粧ローション。

【請求項 4】

前記油系成分が、アーモンド油である請求項 3 に記載の化粧ローション。

10

【請求項 5】

前記ローションが、果実の一部からなる水系成分を含有する請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の化粧ローション。

【請求項 6】

前記ローションが、野菜の一部からなる水系成分を含有する請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の化粧ローション。

【請求項 7】

ココアバターが化粧ローションの最終形態の 60 ~ 75 重量% を構成するような前記ココアバターを含む油系成分を選択するステップと；前記ココアバターを 55 ~ 70 の範囲の温度に加熱するステップと；前記ココアバターを 35 ~ 25 の範囲の温度に冷却す

20

るステップと；その範囲の温度で水系成分を添加するステップとからなる化粧ローションの製造方法であって、得られた化粧ローションが固体形態であることを特徴とする油系成分及び水系成分を有する化粧ローションを製造する方法。

【請求項 8】

30 ~ 20 の範囲の温度で、前記油系成分及び水系成分との混合物を 1 個以上の型に注入するステップを更に含む請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

前記注入ステップの次に、前記ローションを 20 ~ 10 の範囲の温度に冷却するステップを更に含む請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

前記ココアバターを約 60 に加熱するステップと、前記水系成分を約 30 で乳化するステップと、前記ローションを約 25 に冷却するステップと、前記ローションを 1 個以上の型に注入するステップと、前記ローションを 16 に冷却するステップとを含む請求項 7 に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、化粧ローションに関する。

【0002】

【従来の技術】

化粧ローションは、皮膚を軟化及び保湿する有用な調製物である。それらは一般に、乳化剤により懸濁液中に同時に保持される油系成分及び水系成分から作成される。乳化剤を用いなければ、油相と水相が分離する。ローションは、流動性の液体調製物である。それらは通常、ガラス製又はプラスチック製で多くが非生分解性の剛性容器に収容されている。

【0003】

【発明の解決しようとする課題及び解決手段】

本発明の第 1 の態様によれば、60 ~ 75 重量%のココアバターを含む固体形態である化粧ローションが提供される。

本発明の第 2 の態様によれば、ココアバターが化粧ローションの最終形態の 60 ~ 75 重量%を構成するようなココアバターを含む油系成分を選択するステップと；そのココアバターを 55 ~ 70 の範囲の温度に加熱するステップと；そのココアバターを 35 ~ 25 の範囲の温度に冷却するステップと；その範囲の温度で水系成分を添加するステップとからなる化粧ローションの製造方法であって、得られた化粧ローションが固体形態であること、を特徴とする油系成分及び水系成分を有する化粧ローションを製造する方法が提供される。

【0004】

本発明の実施形態をここに記載するが、それらは例示に過ぎない。

本発明は、ココアバターの乳化特性を利用して、新規なエマルジョン系を形成する。それは、水系成分と油系成分とを含有する。これらは通常、2 相に分離される。ココアバターを乳化剤として用いれば、成分が懸濁液中に保持される。ココアバターの性質は固体であり、これによりバー構造が与えられる。

ココアバターは、ココア樹（テオブロマ カカオ）の豆、より一般的にはココア豆として知られる豆から得られる。ココア豆を発酵、焙煎、及び磨砕すれば、油状ペーストが生成される。ココア豆の 50% を超える量を占めるココア脂により、ココアバターが生成される。ココア豆の残りの脂肪を含まない粉末残留物が、ココアである。

【0005】

化粧品では、ココアバターのエモリエント性を利用して、皮膚を軟化する。しかし本発明は、ココアバターの乳化性に基いている。油系成分及び水系成分が、バーの形態で懸濁液中に同時に保持される。皮膚に塗布した時のその効果は、ローションの効果と同様である。水系材料が保湿し、油系成分が軟化する。塗布した後、皮膚は潤いを感じるが、油系

10

20

30

40

50

ココアバターをバー（bar）を塗布した時のような非常に油っぽい感じはない。ココアバターの性質は固体であり、これによりエマルジョンによるバー構造が自然に形成される。形状及び適用例の多くは、この固体形態ゆえに達成することができる。

【0006】

その固体ローションバーは、更なる適用例を与えることができる。日焼け止めローションを添加することにより、皮膚を日光から保護することができる。蜜蝋等のより硬質のワックスを添加すれば、融点が改良される。重炭酸ナトリウム等の材料を添加すれば、消臭作用のある製品が提供される。タルク等の粘土を添加すれば、皮膚の余分な水分を吸収し得る製品、即ち固体「化粧用パウダ」が与えられる。様々な成分を添加することにより、異なる皮膚タイプに適した調合法を提供できる。果実及び野菜は、このタルク系に混合可能である。それらの水系成分は、例えばバナナが皮膚を軟化し、ニンニクが皮膚のしみ形成を防ぐなど、その固体ローションバーに異なる適用例を与える。

10

【0007】

【発明の実施の形態】

本発明による化粧ローションの実施例は、以下の通りである。

【実施例】

固体バー形態のローションの実施例

油系成分	%
ココアバター	70.0
アーモンド油	2.0
水系成分	
生鮮バナナ又はアボカド	21.5
アロエベラの水系抽出液など植物抽出物	5.5
香料	1.0
	100.0

20

本発明によれば、ココアバターは最終生成物の6.0 ~ 7.5重量%（含有率）を構成しなければならない。一般には、様々な所望の成分を以下の割合範囲（重量）を参照して用いることにより、本発明の利点が得られることが分かっている。

【0008】

固体ローションバーの成分の割合範囲

油系成分	%	%
ココアバター	16.0	76.0
アーモンドなどの油	10.5	1.0
水系成分		
グリセリン、水、又は水系植物抽出物	13.0	2.0
蜂蜜、生鮮果実、又は生鮮野菜	60.0	20.0
香料	0.5	1.0
	100.0	100.0

30

固体ローションバーの製造工程も、重要である。ココアバター及び油を、55 ~ 70 で融解し、その後60 ~ 25 に冷却する。水系成分及び香料を、好ましくは35 ~ 25 で添加する。その混合物を、その後30 ~ 20 に冷却して、型に注入する。これらを20 ~ 10 に冷却して硬化させる。

40

【0009】

ココアバターを約60 に加熱すれば、冷却時の不適切な結晶化を防ぐことができる。水系成分を約30 で乳化すれば、エマルジョンの完全な形成が確実に行われる。約25 に冷却すれば、バーを形成した後に型からの容易な取り出しが確実に行われる。16 に冷却すれば、固体ローションバーを急速に冷却しても亀裂が入らない。少なくとも初期の加熱段階及び乳化段階に関しては、これらの温度を大幅に変動させると、欠陥のある最終生成物が得られる可能性がある。

そのバーは固体形態で、その後紙や厚紙等の生分解性材料に包装されてもよい。そのバー

50

は、蜜蝋や木蝋等の融解した硬質ワックス中に浸漬することにより処理して、バーを体に塗布する際に手の清潔を保ってもよい。

フロントページの続き

- (72)発明者 アムブローセン, ヘレン
イギリス、ドーセット ビーエイチ15 1エイビー、プール、ハイ ストリート、29
- (72)発明者 コンスタンチン, マーク
イギリス、ドーセット ビーエイチ15 1エイビー、プール、ハイ ストリート、29
- (72)発明者 コンスタンチン, マーガレット
イギリス、ドーセット ビーエイチ15 1エイビー、プール、ハイ ストリート、29
- (72)発明者 バード, ロウィーナ
イギリス、ドーセット ビーエイチ15 1エイビー、プール、ハイ ストリート、29

審査官 光本 美奈子

(56)参考文献 仏国特許出願公開第00918615(FR, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61K 8/00~8/99

A61Q 1/00~99/00